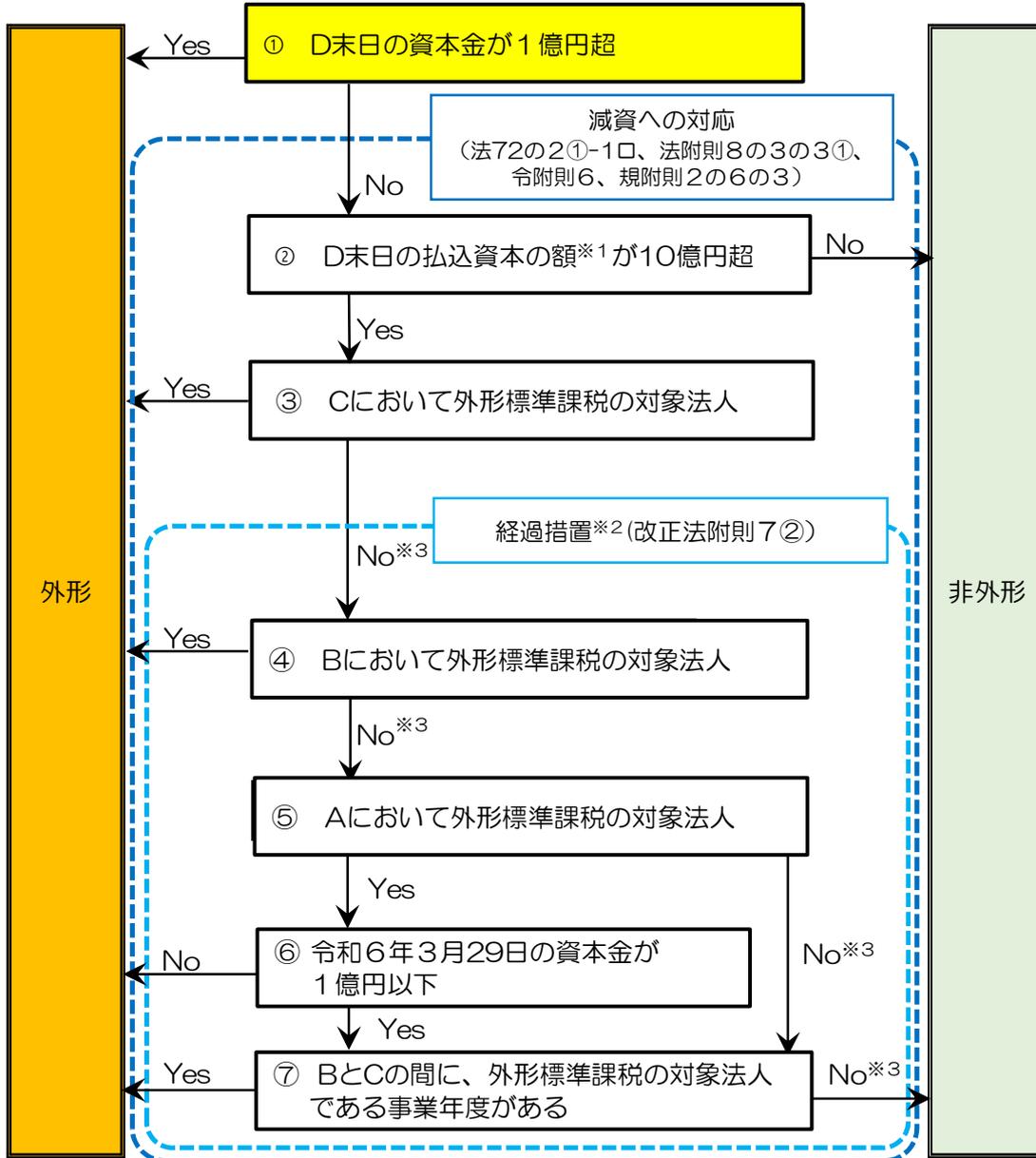


外形対象判定フロー
(令和7年4月1日から令和8年3月31日までに開始した事業年度)

A：Bの前事業年度
 B：令和6年3月30日を含む事業年度
 C：Dの前事業年度
 D：令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度



※1 払込資本の額＝資本金＋資本剰余金

※2 経過措置：令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度に適用

※3 外形標準課税の対象法人ではないことのほか、設立前で事業年度そのものがない場合を含む

(凡例)

法：地方税法 令：地方税法施行令 規：地方税法施行規則

改正法：地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）

条：算用数字 項：○で囲んだ算用数字 号：ハイフンと算用数字